第五十九条の見出しを「（債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確認）」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間の終了」と読み替えるものとする。

第三章第三節に次の五条を加える。

（債権の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用）

第六十五条の二　第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた債権の弁済について準用する。この場合において、第六十条中「前条第一項各号」とあり、及び第六十一条から前条までの規定中「第五十九条第一項各号」とあるのは、「第五十九条第三項において準用する同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（事業再生の計画に係る債権の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認）

第六十五条の三　特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の債権の総額の五分の三以上に当たる債権を有する債権者が当該事業者に係る事業再生の計画について同意した場合には、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

２　特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

（簡易再生の申立てに関する特例）

第六十五条の四　裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った債権の金額の減額に係る事業者について民事再生法第二百十一条第一項の申立てがあった場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、同項後段の再生計画案について同法第百七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するものとする。

（金融機関の協力）

第六十五条の五　特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関は、当該特定認証紛争解決手続に参加するよう特定認証紛争解決事業者から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業開拓事業者の再生支援業務）

第六十五条の六　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業の継続が困難となっている新事業開拓事業者（中小企業者を除く。）の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行う。

第七十六条中「第二条第二十項」を「第二条第二十四項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十項第二号」を「第二条第二十四項第二号」に改める。

第百十二条第一項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十七項」に改める。

第百二十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第百二十七条第三項第三号ニ中「第二条第二十六項第二号」を「第二条第三十項第二号」に改め、同条第四項第一号中「当該創業支援等事業計画が」を削る。

第百二十九条第一項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に、「二千万円」を「三千五百万円」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項第一号イ中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十五項第四号に掲げる者」を「第二条第二十九項第四号に掲げる者（第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第二条第二十九項第二号に掲げる創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。以下この項において同じ。）を設立したもの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と、」とあるのは「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、」と、「及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

第百三十二条第一項及び同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十九項」を「第二条第三十三項」に、「第二条第十項」を「第二条第十六項」に改める。

第百三十三条第四項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第百三十四条第三項中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「若しくは認定特別事業再編事業者等」、「若しくは認定特別事業再編計画」及び「若しくは特別事業再編事業者」を削り、「、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者」に、「、認定特定研究成果活用支援事業計画」を「、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画」に、「、特定研究成果活用支援事業」を「、外部経営資源活用促進投資事業、特定研究成果活用支援事業、革新的技術研究成果活用事業活動、事業適応」に改める。

第百四十二条第一項中「又は認定特別事業再編計画」及び「又は特別事業再編」を削り、同条第二項から第五項までの規定中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改める。

第百四十四条第一項中「認定新事業活動実施者」の下に「、認定外部経営資源活用促進投資事業者（当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）」を加え、「認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者」を「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者」に改め、「認定新事業活動計画」の下に「、認定外部経営資源活用促進投資事業計画」を加え、「認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画」を「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画又は認定事業再編計画」に改め、同条第五項中「又は第五十九条第一項」を「、第五十九条第一項」に改め、「規定する債権」の下に「に係る確認の業務又は第六十五条の三に規定する債権の減額」を加える。

第百四十五条第一項中「指定金融機関から」を「第二十一条の六第一項、第二十一条の十九第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは」に「指定金融機関の」を「指定金融機関等の」に改める。

第百四十六条中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改める。